

質問	回答
資料等を見ると「優れた日本の技術」とあるが、設備・製品は日本製でなくても、日本の事業者による事業進捗、MRV の管理・ノウハウの導入等がある場合、JCMFS に採択される可能性はあるか。	経済産業省の実現可能性調査（FS）事業への「採択」の可能性について述べますと、日本の技術・製品・サービスを活用し、それらの市場を作る効果のある案件を採択の中心としております。特に、NEDO 実証を FS の出口とする案件は先進技術や実証要素があることが前提となります。FS の出口が民間 JCM である場合でも、経済産業省で公募している FS では、日本の技術を用いたプロジェクトに重点を置いて採択しております。
来年度以降の事業採択においてインド案件の申請がかなり多くなると思うが、地域に偏りが出ないように配慮があるのか、案件の内容に基づいて判断されるか。	来年度以降の予算措置は決まっていますが、案件の内容に基づきに是々非々で決定することが原則です。その上で、応募状況や来年度以降の政策的要請を踏まえて、地域性も考慮する可能性はあります。まだ設備導入段階にまでは検討に至っていないものの、事業性の検討は進めたいという場合は、NEDO 実証ではなく経済産業省の FS も検討対象に入れる等、制度を柔軟に活用してください。
民間 JCM と政府補助 JCM それぞれ比較しつつ企業目線でのメリットデメリットを知りたい。 後者についての取引のスキーム（東証で取引、企業間での個別取引）や想定されるクレジット価格の見込等を知りたい。	民間 JCM では、補助金は原則として受け取らないため、資金支援事業のスケジュール・補助金利用に関する規定等に従う必要はございませんが、民間企業自身で JCM のプロジェクト申請・諸手続を行う必要があります。また、これまでの政府資金支援事業では、日本国政府が相応量の JCM クレジットを取得していましたが、民間 JCM では自らの貢献度に応じて民間企業のクレジット取得が可能です。 2026 年 4 月から開始される GX-ETS の第 2 フェーズで JCM クレジットが適格クレジットとして扱われる方向で検討が進んでいることを受けて、市場取引に関する検討も進めております。詳細がお話しできる段階になりましたら、情報共有させていただきます。
ベトナムにおける今後の展開可能性はどうか。	政令 No. 119/2025/ND-CP が 2025 年 6 月 9 日に公布され、国際炭素クレジット取引・オフセットメカニズムに基づくプロジェクトにおける GHG 排出削減の実施を促進する措置及び活動のリストが規定されています。今後は当該政令も踏まえて、JCM も展開していくことが期待されます。 https://jcmfs.meti.go.jp/assets/file/20250722/R7_JCM_info_v1_1.pdf
インドとの JCM はいつ開始されるか。	2025 年 8 月 7 日にインドと JCM 構築の協力覚書に署名し、31 番目の JCM パートナ国となりました。9 月 22 日に第 1 回合同委員会を開催しています。今後、できるだけ早期に、各種規則類を採択し、JCM を実施できるように環境を整備していく予定です。なお、第 1 回合同委員会の結果を踏まえて、環境省・経済産業省は事業構想書

	（Project Information Sheet）の申請受付を開始しています。 https://www.env.go.jp/press/press_00891.html https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/jcm/india_JC1.html
インドにおける実績、削減目標、予算を知りたい。	2025 年 8 月 7 日にインドと JCM 構築の協力覚書に署名し、9 月 22 日に第 1 回合同委員会を開催し、事業構想書（Project Information Sheet）の申請受付を開始したところであり、実績はまだありません。JCM 実施に必要な各種規則類を早期に採択し、プロジェクトが組成できる環境を整備していきます。削減目標に関しては、インドは NDC で 2030 年までに 2005 年比で GDP あたりの排出量を 45%削減するとしています。また、JCM に関しては、インド固有の目標や予算はありません。
合同委員会は JCMA が開催しているのか。	合同委員会（JC）は、両国政府等の代表から構成され、JCMA は議決権を行使しない JC メンバー兼事務局として、JC 開催に当たって、関係各所との調整に中心的役割を果たしています。
各省庁、企業の役割分担（SOW）を知りたい。	JCM においては、関係省庁は、合同委員会（JC）のメンバーとして、パートナー国の JC メンバーと各種ルール・ガイドライン類の採択、方法論の承認、プロジェクトの登録、クレジットの発行、第三者機関（TPE）の指定について決定します。企業は、プロジェクト事業概要書（PIN）提出、方法論の開発、プロジェクトの計画・実施、プロジェクトの登録申請、モニタリング、クレジットの発行申請を行います。詳細は、下記の資料などをご参照ください。 二国間クレジット制度の最新動向（2024 年 5 月）
EV 関連のプロジェクトで JCM に採用された事例はあるか。	JCM で登録されたプロジェクトはありませんが、パートナー国の政策によっては登録の可能性はあると考えられます。
過去の JCM 活用事例を知りたい。また、NEXI や JBIC 等の制度金融との併用も可能か。	過去の活用事例は、JCM ウェブサイト（https://www.jcm.go.jp/）からご確認ください。また、JCM プロジェクトの融資において、NEXI、JBIC 等を活用することは可能です。地球温暖化対策計画においても、「民間 JCM についても、官民の幅広い関係機関等（NEXI、JBIC 含む）と連携」としています。
カンボジアにおける AWD に関する JCM 方法論はいつ承認されるか。	フィリピンでは、AWD に関する方法論案が公表されてから日比両国政府で正式に承認されるまで、約 7 ヶ月かかりました。パートナー国の政策によって影響を受ける部分もありますので、一概に申し上げることはできませんが、カンボジアにおいても JCM 方法論案を公表してから相応の日数が必要になると考えられます。

	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/consortium_soukai-11.pdf
炭素税の進捗状況はどうか。	ご質問の趣旨が、GX 推進法改正案に関するものでしたら、2025 年 2 月時点の案では、2028 年度以降、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来する CO2 の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収する予定となっています。
クレジットマーケット需要と供給に関するデータはあるか。	需要と供給に関するデータの一例ではありますが、下記ウェブサイトで公開されています。 https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html
過去に CDM プロジェクトに登録されたプロジェクトは、JCM プロジェクトに申請不可と認識している。過去に CDM プロジェクトに登録されたプロジェクトの一覧（エクセルもしくは CSV 形式で）を入手する方法を教えてください。	下記のウェブページの右の方の「Database for PAs and PoAs」から MS Excel ファイルをダウンロードいただけます。 https://cdm.unfccc.int/Projects/projsearch.html
インドの場合大型案件が多いとの印象であるが、環境省の設備補助事業の 1 件当たりの予算の拡大の可能性はあるか。	詳細につきましては、設備補助事業を運営する地球環境センターにご確認ください。
環境省の設備補助事業に関して、MRV 期間はクレジット発行期間か法定耐用年数いずれか短い方に変更されたが、設備管理期間は法定耐用年数のままで変更なしとの理解で正しいか。また、MRV 期間完了後で法定耐用年数未了の時点で設備売却又は事業中止となった場合には補助金返還義務はあるか。	詳細につきましては、設備補助事業を運営する地球環境センターにご確認ください。

※回答内容は回答時点でのものであり、今後の JCM 制度や各種支援メニューの方針に伴い変更となる場合があります